

所窓

第 14 号
題字 村山慶吉

発行
なにわ橋法律事務所
大阪市北区西天満1丁目2番5号
大阪IAビル12階

電話 06-6364-0241

津 田 禎 三
編 集 考
北 野 了



準備なくして交渉はない ——準備とイメーজ——

所主 津田 禎三

(一) 私の生涯のテーマ。——交渉——。

遅咲きの私が弁護士になって以来、一貫して追い求め勉強してきたのは交渉についてです。

弁護士であった父から厳しく鍛えられたこともあり、小さい頃から私は闘争的で餓鬼大将を押し通し、手も早かったが口も達者でした。そんな私が、長じて職業遍歴の後、四十歳を過ぎて弁護士となり交渉を業とするようになりまし

た。なにわ橋法律事務所の『所窓』を見ても、毎回、交渉について書き続けています。変化、発展がないの一語につきますが、私にとつて交渉は死に至るまでのテーマだと思つていきます。

(二) オールド・ネゴシエーターの反省。

① 若い頃、裁判上の和解で、裁判長から『貴君の父上は、難しい事を見事な和解で解決されたが、

貴君も親先生に負けませんな。』と評価の言葉を頂き恐縮もし勇氣づけられたことがあります。交渉や和解には、それなりの自信と自負がありました。相談を受けた事案の処理で相手方との交渉について、依頼人から不満を表明されたことはありませんでした。

② ところが、米寿を迎えた私自身に、交渉力・集中力の衰えを感しく問いかける事件が occurred。その交渉事案は、それ程難しいものではなかったが、相手方との金額的な溝が埋め切れぬため依頼人の納得が得られず、事案の処理としては極めて不満足な結果となりました。私は、この事案における交渉の初めから最後までのを、自分のなかで繰返し再現し厳しく検討しました。交渉の基本に立ちもどり検討した結果、最大の欠陥は、準備の不足にあったと気づきました。

なにわ橋法律事務所

パートナー
弁護士 津田 禎三

パートナー
弁護士 津田 尚廣

弁護士 新井 教正

弁護士 北野 了考

弁護士 野中 徹也

弁護士 矢野 智美

客員
弁護士 戸根 住夫

事務長 小野 和也

事務員 大西 敦子

津田 典子

藤井 秀一

木村 和由

上久保香奈

③ 交渉の成否は準備によって決ま

ります。準備のためには、どれほど時間をかけても充分とは云えません。充分な準備なしでの交渉は、無防備で無謀な戦争をするに等しいと思ひ定め、一にも準備、二にも準備と自分に云いかせてきました。ところが、この件では、納得いくまでの準備がなされていなかった。更に云えば、この事案の初期段階の交渉に参加していた私が、途中、中断していたにも拘わらず改めて交渉に臨むに当たつての姿勢と考へに甘さと先入観があつたことを後になつて気づきました。この不出来な交渉結果は、私にとつて屈辱的なものでした。そこで、厳しく自分の交渉力を見直し、交渉における準備とは何かについて改めて考えました。以下、準備について私の考へを整理します。

② 交渉における準備。

—情報収集と証拠—

① 準備の中核は、情報の収集と分

析にあります。弁護士としての私達の仕事では、情報は、まず依頼人（会社の場合には、代表者或いは担当者）の話しを聞くことにより提供されます。これは簡単なようで難しい。依頼人（個人、法人に關係なく）は、必ずしも真実を語るには限りません。人は、誰でも都合の悪いことは言いたくないし、時には意図的に忘れようとするものです。依頼人に対する反対尋問は、敵性証人に対する反対尋問より大事であり難しいとされる所以です。

真実を見極めるためには依頼人にとつて不都合なことや不利なこととも大事であり、暗い反面をも明らかにしてこそ真実が浮き上がってくるものです。そこで、まず依頼人の顔をやさしく見つめ乍ら、その訴えるところをじっくりと聞

くこと。そしてタイミングよく的確な質問をすることは聞くことを補強するだけでなく、必要な情報を得、真実と依頼人の真意を知らうので大事なことです。これは情報収集の技術と云えるでしょう。

② 次に、私達は弁護士として、裁

判を視野に入れる限り、事実を裏付ける証拠の収集は、情報収集活動のなかで特に意を用いるところでは、受任事件にとつて完全な第三者で且つ最終的な判断者となる裁判官を納得させることのできるものは法的議論も大事ですが決定的なもの、証拠です。諦めることなく根気よく事件の争点解明の鍵となる証拠を探し集めることは、情報収集活動のなかで特に大事な点です。交渉において真実を裏付ける証拠を切り札として懐に入れ、適切な段階でこのカードを切る限り事件は裁判に至らずして解決するでしょう。

④ 相手方の情報と情報の分析。

① 依頼人サイドの情報収集は簡単

なようで難しいが、それ以上に、相手方についての情報をとることは極めて難しい。相手方については依頼人の言うところは、依頼人の眼鏡による色が着いていると見なければなりません。弁護士が相手方との交渉で相手を納得させ目的を達成するためには、依頼人についての情報だけではなく、相手方についての的確な情報が把握されていなければなりません。そのためには、可能な限り最大限の努力が必要です。依頼人本人だけでなく関係者の話しを直接且つ繰返し聞くこと、更には事件の現場に足を運ぶこと、所謂、現場を踏むことが肝要です。人任せ、報告書依存ではなく、自分の眼と脳で見極め考えることは何よりも大事なことです。

② 事件の背後或いは事件の奥にあ

る眼に見えない事実についての情報は事件処理の鍵とも云えます。依頼人が相手方と紛争になったのは何故か。本当の原因は何か。双方の利害が対立するから争っていることは分かるが、対立する利害の奥に双方に共通の利害・利益は存在しないか。収集した情報の分析により、これらのことが少しずつ明らかとなり、やがて事案についての明確なイメージが脳内に熟成昇華されてきます。共通の利害がイメージ出来れば、交渉は意のままとなるでしょう。

収集した情報・証拠を生かすも殺すも、これらを徹底的に分析し明確なイメージを得るまでの努力と根性次第です。

(五) 交渉は私の勉強道場。
交渉を業とし、それなりの自信を持っていた私にとつての苦しい経験は、交渉における準備の大切さと難しさについて考えを改め深

める契機となりました。交渉についての私の自信は、過信・思い上がりとなり、当然の失敗に至ったものと自戒しました。

私にとつて、交渉は死に至るま

偽装請負の問題点

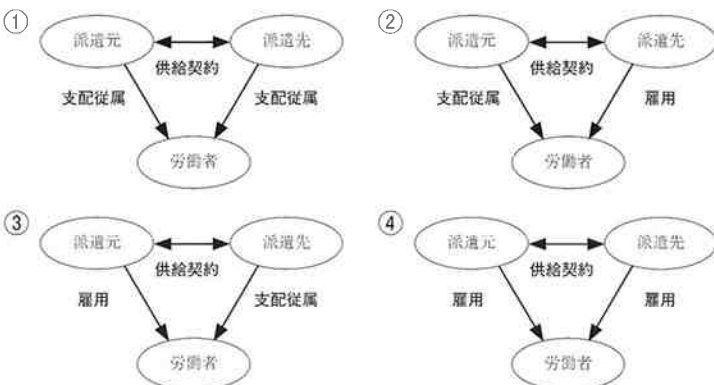
津田 尚廣



(一) 偽装請負について、近年盛んにマスコミの話題になり、国会でも大きく取り上げられていたので、関心を持っている人も多いのではないかと思います。しかし、偽装

請負は最近の問題ではなく、かなり以前から潜在的な問題として存在していたものです。

(二) まず、偽装請負の問題を理解するには、職業安定法と労働者派遣法との関係を正確に把握しておくことが前提となります。職業安定法44条、45条において、労働者供給事業は、労働組合等が例外的に許可をとつて行う以外は禁止されています。禁止される労働者供給事業は、下図の4パターンです。



これは戦前に横行した賃金の中間搾取やたこ部屋といった前時代的な制度を排斥するために、戦後の民主化の一環として制定されたものです。ところが、戦後の経済の発展過程で様々な労働形態が必要とされ、多くの産業、業種で派遣の労働が広がりました。そこで、

政府は、この実態を追認し、1986年7月、労働者派遣法を施行し、労働者供給事業の一部を合法化しました。すなわち、前述の労働者供給事業の4形態のうち、③の形態のみを派遣として認め、それ以外は依然として職業安定法違反になるとしました。

その後、労働者派遣法は、幾度となく改正され、派遣業種や派遣期間等の規制を漸次緩めてきましたが、注意すべきは、許される派遣も暫定的な労働形態であるという基本的姿勢を崩していないことです。

③ 近時問題とされている偽装請負とは、業務請負や業務委託の契約形式を採るが、実質的には、労働者派遣に該当する場合があります。すなわち、本来請負の場合、注文主（派遣先）には請負業者（派遣元）が雇用する労働者に対して指揮命令権はありません。しかし、

実際には注文主（派遣先）が労働者に対して指揮命令を行っており、実質的には派遣の形態となっているのです。

では、なぜ実態と通りに派遣としないのでしょうか。まず、派遣元の事情として労働者派遣事業の許可・届出がない場合があります。

派遣先の事情としては、労働者派遣法等に規定される諸々の法的義務を回避したいという点にあります。その法的義務としては次のものが考えられます。

- ① 業種の限定、派遣可能期間の限定
- ② 派遣先責任者の選任、派遣管理台帳の作成
- ③ 労働基準法上の使用者としての責任
- ④ 労働安全衛生法上の事業者としての責任

等々。

このように、偽装請負は、労働

者派遣法等に規定された法的義務を回避するための脱法手段になっている点に問題があるのです。

さらに、実際の現場では、複数の企業が何重にも契約関係を結んでおり、二重派遣、二重請負といったことがざらに行われているとの報告がされています。ひどいケースに至っては六重の派遣関係の報告もあります。このような複合的な契約関係の場合、偽装請負の問題ばかりでなく、労働者供給事業になっており職業安定法違反となるケースが認められています。

政府もこのような偽装請負の問題に対応するために、請負と派遣の区別基準を提示して、請負であるといえるためのガイドラインを示しています。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）がそれで、告示の基準をすべて満たせば請負として

取り扱い、一部でも満たさなければ派遣として扱うとしています。

しかし、この基準はきわめて厳しいものとなっており、告示上の請負と言えるためにはかなり高いハードルを越えねばなりません。

④ 偽装請負、多重請負、多重派遣等は、労働者派遣法違反、労働者供給事業としての職業安定法違反という違法行為であり、法改正の動きも無い以上、速やかに解消しなければなりません。

そこで、偽装請負等の是正方法としては次の三点に尽きると考えられます。

① 業務形態・内容を整備して、告示第37号に従って請負の要件を満たすようにする。

前述したように、告示第37号の要件はかなり厳しく、クリアするためには相当の努力（コスト）が必要になります。

② 適法な労働者派遣へ切り替え



事業承継と会社法の活用

新井 教正

る。

この場合、請負業者に派遣業の許可ないし届出が必要となります。また、派遣期間の制限を回避することはできません。

③ 直接雇用する。①②の選択が不可能な場合、直接雇用しか方法はありませぬ。実務では、順次直接雇用に切り替えていくケースが増えています。

(五) 偽装請負等は、まさにコンプラ

イアンスの問題であり、まず企業は厚生労働省のチェックリスト等を利用して偽装請負になつていないかどうかを調査しなければなりません。その上で偽装請負等の疑いがあれば、それを解消するためのは正措置を早急に講じる必要があります。

(つだ なおひろ)

1 種類株式の活用

(一) 議決権制限株式

「議決権制限株式」とは、株主総会において議決権を行使することができず、議決権を行使することができない事項の全部又は一部が制限された株式のことであり、会社法では、定款に定めを置けば、当該種類株式を発行することが可能とされています。

当該種類株式の利用方法としては、予め議決権制限株式を発行しておき、遺言により、後継者に対しては議決権のある株式を、後継者以外の相続人に対しては議決権制限株式を取得させることにより、後継者に経営権を集中させるといった方法が考えられます。

のことであり、会社法では、定款

に定めを置けば、当該種類株式を発行することが可能とされています。

当該種類株式の利用方法としては、諸般の事情から議決権の過半数を後継者に集中させることができないというような場合に、次善策として、予め拒否権付種類株式を発行しておき、遺言により、後継者に対して拒否権付種類株式を取得させることにより、少なくとも会社経営上の重要事項については、後継者に判断権を留保するといった方法が考えられます。

2 議決権に関する株主ごとの異なる取扱い

近時、中小企業における事業承継が大きな問題となつており、各方面において、事業承継対策について活発な議論が行われています。そこで、今回は、事業承継対策における会社法の活用方法について、その基礎的部分を解説します。

(二) 拒否権付種類株式

「拒否権付種類株式」とは、いわゆる黄金株のことであり、株主総会・取締役会・清算人会において決議すべき事項のうち、特定の事項について拒否権を有する株式

会社法では、非公開会社において、は、定款に定めを置くことにより、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行うことができるものとされています。

当該制度の利用方法としては、予め定款において、取締役である株主のみが議決権を有する旨を定めておき、後継者を取締役としておくことで、後継者に経営権を集中させるといった方法が考えられます。

3 相續人等に対する売渡請求

会社法では、定款に定めを置けば、相續その他の一般承継（合併等）により、株式を取得した者に対し当該株式を会社に売り渡すよう請求することができます。

当該制度を利用し、予め定款に定めを置いておけば、相續発生後、会社から後継者以外の者に対し、当該者が取得した株式の売渡請求をすることにより、株式の分散を防止することができます。

4 最後に

以上、事業承継対策として活用可能な会社法上の制度を簡単に見てきましたが、会社の状況（株主構成・経営状況等）によって利用しうる方

法は異なつてきますし、また、税金問題も絡んできますので、事業承継対策を具体的に検討される際には、ご相談いただければと思います。

以上

（あらい のりまさ）



自転車に乗って

北野 了考



事道具等を満載して、日本中あちらこちらを走りました。

(一) 私は、大学時代、自転車部に所属していました。自転車部といつても、私の大学の場合、ロードやピストなどの競技に参加する「競技班」と、サイクリングを楽しむ「旅行班」とに分化しており、私は、後者に属していました。ロードレーサー並み(?)の走行性能と悪路も走破できる頑丈さを兼ね備えた「ランドナー」と呼ばれる自転車に乗って、テントや寝袋、炊

士登録前後から、ゴルフ、テニスといった器用さが求められるスポーツに興じてきましたが、ちょうど、自らの能力・適性に限界、違和感を覚えていた時期でした。学生時代に乗っていた「ランドナー」がグサかったため、見た目重視、カッコ良くてキレイな色づかいのロードレーサーを購入しようかとも思いましたが、細いタイヤが怖いのと、やはり荷物を積み

(二) 大学卒業後は、いわゆるママチャリに乗る以外、自転車とは縁遠い生活を送っていたのですが、2年ほど前、発作的に新しい自転車が欲しくなりました。弁護士登録前後から、ゴルフ、テニスといった器用さが求められるスポーツに興じてきましたが、ちょうど、自らの能力・適性に限界、違和感を覚えていた時期でした。学生時代に乗っていた「ランドナー」がグサかったため、見た目重視、カッコ良くてキレイな色づかいのロードレーサーを購入しようかとも思いましたが、細いタイヤが怖いのと、やはり荷物を積み

なきやという思いから、「クロス

バイク」(見た目はロードレーサー

と大差ありませんが、オフロード

も可)を選択しました。とはいえ、

フレームはイタリア製で、色も鮮

やかなブルーであり、個人的には

大変気に入っています。以後、週

末など、たまにサイクリングに出

かけるようになりました。私は、

現在、大阪市内に住んでいるため、

淀川沿いを走り、北港・舞洲界限

まで走るのがお決まりコースです。

(三) なにごとも目標が無いと頑張る

ことができないものです。昨年9

月、大学の自転車部創部50周年記

念として、ハワイオアフ島で開催

される自転車のイベント「ホノル

ルセンチュリーライド」に参加す

る企画の案内があり、これまた発

作的に参加することになりました。

20マイルから100マイルまで

体力に応じて種目を選ぶことがで

きるのですが、私たちは、当然、

100マイル(160km)参加強

制です。JALが公式スポンサー

のため、日本人参加者がたいへん

多い(昨年は総参加者約3800

名中の2000名強)のですが、

外国人参加者と比べ、色とりどり

のおしゃれなジャージを身にまと

い高級自転車に乗っている方が多

く、さすが日本人と思いました。

私は、OBの特権として、現役部

員(大学1年生)2名を風よけに、

そこそこのペースで走ることがで

きました。現役部員らが重い「ラ

ンドナー」に乗って、おまけに我

が部伝統のストイックさ故1ガロ

ンの水を入れた容器を自転車にく

くりつけ(要所には補給箇所が用

意されているの)ながら、フル

カーボン製超軽量ピカピカ高級

ロードレーサーに跨った人たちが

次々と抜いていくのは爽快でした。

現役部員の風よけと、理科系大学

教授をしているOBから「アミノ

酸で体脂肪の代謝を促進する」と

の説明付で支給された明治乳業

「ヴァーム」(マラソンの高橋尚子

がCMをしている)のお陰で、私

も無事完走を果たしました。

(四) 自転車は、地球にとっても優しい

乗物です。正しいフォームで乗っ

ている限り、ジョギングに比べて

体重の負担がかからないため、膝

など足腰を痛める可能性が少ない

といわれています。交通量の多い

街中では危険ですが、郊外の車の

少ないところであれば、自転車を

走らせながら、いろいろな考えを巡

らすこともできます。また、トレー

ニングジムでエアロバイクをこぐ

のと違い、風を切って走れば、ス

トレス解消にも役立ちます。つい

先日も、(仕事以外で)むしろく

しゃすることがあったので、一念

発起して、琵琶湖一周にチャレン

ジシ(但し、琵琶湖大橋を利用し

ましたが)、疲れ切ったせいで、

気分が少し晴れました。

(五) 以上、さも頻繁に自転車に乗っ

ているがごとく書いてしまいました

ですが、仕事も忙しく、なかなか乗

る機会がないのが実情です。「所

窓」の読者の中に、もしサイクリ

ングを楽しんでいる方がいらっ

しゃれば、声を掛けていただけま

せんか。今度、一緒に走りに行き

ましょう。

以上

(きたの あきたか)



結婚のご報告

野中 徹也



とができました。

結婚式の翌週からタヒチに新婚旅行に行つてまいりました。タヒチではボラボラ島に4泊、タヒチ島のパペーテに2泊しました。飛行機での移動をあわせると6泊8日の旅行であり、久々の長期休暇を取ることができました。

フランス領ポリネシアのうち、ソシエテ諸島が一般にタヒチと呼ばれています。タヒチとは、ソシエテ諸島のひとつの島の名前です。

ボラボラ島は、タヒチと同じソシエテ諸島の一つであり、タヒチ島から北西に260キロメートルほどのところにあります。緑の山と水色の海とが環礁に囲まれたすばらしく綺麗な島です。ボラボラ島は、「太平

洋の真珠」とか「神々が宿る島」などの別名で呼ばれることがあります。空

が、全く名前負けしていません。空から見ると、リーフの外は深いブルーなのに、リーフの中は薄いブルーとなっており、そのコントラストがまたすばらしいのです。

ボラボラ島では、以前の夢であった「海辺で読書」を満喫しました。持つて行った文庫本3冊を読破してしまうほどだったため、妻から「証拠写真」と言いながら私が海辺で読書をしているところを写真で撮られました。夫婦喧嘩のときには、「あなたは、新婚旅行のときから私を無視していた。」などと言って、その写真が持ち出されるのです。やはり、弁護士を妻に持つのは恐ろしいかもしれません。

ともあれ、タヒチでは、6日間、ゆつくりとした時間を過ごし、リフレッシュも十分にできましたので、これからは精一杯仕事を頑張らなけ

ればならないと決意を新たにしているところです。

妻も仕事を続けますので、家事の分担など大変なことがたくさんあるとは思いますが、楽しく幸せな家庭を築いていけるよう頑張っていきたいと思っています。

まだまだ未熟な二人でありますので、皆様、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(のなか てつや)

平成19年3月24日に結婚いたしました。

妻も大阪で勤務する弁護士です。妻とは、司法試験の予備校で知り合つたのですが、一緒に勉強して、同じ年に司法試験に合格したため、私としては同志のような存在です。

神戸北野の坂の上にある「北野クラブソラ」にて行った結婚式及び披露宴には、お世話になっている先生方、友人や親族に参加いただき、私も妻も楽しく幸せな時間を過ごすこ



事業の取得方法（合併・事業譲渡・会社分割）

矢野 智美



1 自己紹介

この所窓をお読みいただいている皆様方の中には、私から「初めまして」とご挨拶すべき方々が多くいらっしゃると思います。平成18年10月よりなわ橋法律事務所勤務することとなった矢野智美（やのさとみ）と申します。簡単に自己紹介させていただきますと、同志社大学大学院法学研究科私法学専攻博士課程（前期課程）を修了し、2年ほ

2 事業承継の方法

「M&A」という言葉が、頻繁に新聞の紙面を飾る等、企業の買収や合併、企業再編が日々行われる今日ですが、事業者の皆様方の中には「自分のところは関係ない。」とお考えの方もいらっしゃるかと存じます。しかし、新たな業種へ進出したいと

魅力的ではありませんが、思うような事業を思うような値段で買うことができるならば、その方が、はるかに経済的ではないでしょうか。また、「大切に事業を築き上げてきたが、どうやら子どもは継ぐ気がないようだし、無理に継がせるのも可愛そうだ。かといって、折角築き上げてきた事業を、自分一代で終わらせてしまうのは寂しい。」と思うとき、自分や子どもに財産を残しながら、引き継いでもらえるならば、築き上げてきた事業を存続させることができる点で個人的にも社会的にも有意義でしょう。

から聞きなじみのある方法から、会社分割、株式移転、株式交換等様々な手法がありますが、これらの方法のどれか一つが万能というわけではなく、それぞれ長所も短所もあるということは、申し上げるまでもありません。ですから、どれを選択するかは、事業承継の際にどういう点について力点を置いて考えているのかという点を整理して考える必要があります。一般的な手法を大きく分けると、①会社を統合させる手法である合併、株式交換、株式移転、②会社もしくは事業を買収する手法である事業譲渡、株式の取得、③会社分割という形に分類できます。

紙面の都合上、今回は、合併、事業譲渡、会社分割について、一般的に指摘される長所と短所について、簡単ではありますが、事業を取得したいと思っている会社をA社、事業を譲渡したいと思っている会社をB社として、説明させていただきます。

3 合併

合併とは、2つ以上の会社が契約によって1つの会社に合同することにあります。A社とB社という二社が契約によりA社がB社を吸収する

吸収合併と、A社とB社が合同してA社となる新設合併とがあります。

合併により存続するA会社、新設されるA A会社にとっては、B会社そのものと合一化するわけですから、B会社の事業の全部を手に入れることができます。例えば、A社が関西

を中心に関東するレストランチェーン店で、B社が関東を中心に展開しているレストランチェーン店であった場合、合併後のA会社、A A会社は、関西だけでなく、関東にも多くの店舗を持てるようになりますし、B社の有している全ての権利を承継することになります。合併の場合、消滅会社の権利義務は、存続会社に一括して承継されますので、事業譲渡のように、権利義務を移転させる

際に個別の同意を得なければならぬということはありません（不動産登記等の対抗要件の具備は別途必要）。

ただ、当事会社は、原則として、株主総会の特別決議で承認を得ることが要求されておりますし、合併に反対する株主からの株式買取請求に応じなければなりません。もともと、存続会社は、株主総会特別決議を省略できる場合もあります。

手続的負担もさることながら、消滅会社の有している権利義務が包括的に承継されることになり、簿外債務はおろか訴訟や訴訟に発展しそうな法的問題なども引継ぐことになり、おもしろいこととどろきで、できないのが難点です。

4 事業譲渡

事業譲渡とは、他の会社の事業の全部又は一部を契約により譲渡する（譲り受ける）ことをいいます。服

飾メーカーのB社に婦人服事業と紳士服事業がある場合に、その両方もしくは片方だけをA社に売却するような場合です。

事業譲渡の場合の長所は、欲しい（渡したい）事業だけ、欲しい（渡したい）権利義務関係だけを選択して承継することができる点、つまり、合併とは異なって「おもしろいこととどろき」ができる点です。そういった意味では、予想外の債務を引継ぐ危険性は、他の制度に比べると低いといえます（ただ、譲受人が譲渡人の商号を続用する場合には、注意を要します）。反対株主の株式買取請求に応じなければならない点は合併と同じで、ある会社の事業全部の譲渡（譲渡会社については重要な一部の譲渡の場合も）の場合には、株主総会の特別決議が必要となりますが（合併と同じく不要な場合あり）、債権者保護手続は不要という点は他の二つに比して長所といえる場合もあるで

しょう。

しかしながら、それぞれの権利義務の移転については、個別に承継の手続をとる必要があるという煩雑さがあります。行政庁の許可が必要な事業の場合には、再度許可を取り直す必要があります（ただ、許可の取り直しの全てが煩雑であるとは言いません）。また、譲渡にあたっては、資産の譲渡として消費税が課税されますし、事業譲渡の際の資産移転については通常の登録免許税がかかり、これらの点では、類似する方法である会社分割に比べて、税金が高額になります。

5 会社分割

会社分割とは、会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割後、新たに設立する会社または既存の他の会社に承継させることを行います。服飾メーカーのB社が婦人服事業と紳士服事業がある場合に、紳士服事業の部門を分割して新

設立したB社に承継させる場合（この場合、A社が事業を手中に収めるには、B社株式の取得等が必要で、す。）、や、紳士服事業部門を分割してA社に承継させるような場合です。事業譲渡と類似していますが、その長所は、事業譲渡とは異なって取引ではありませんので、権利義務を包括的に承継させることが可能です（不動産登記等の對抗要件の具備は別途必要）。例えば、労働契約も、事業譲渡の場合のように個々の労働者の同意を得なくても、特に労働者からの異議がない限り承継されます。また、取引ではありませんので消費税もかかりませんし、不動産の所有権移転登記の登録免許税も事業譲渡よりは軽減されています。行政上の許可も、多くの場合取り直すことなく承継させることができます。

しかし、事業譲渡とは異なり、債権者保護手続が必要となります。合併と違って、承継すべき権利義務を選択することは可能ですが、仮に、ある債務を承継しないとしても、その債務についての債権者に対して債権者保護手続がなされていないければ、新設会社、吸収会社は、分割の効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債権者に対して、その債務を履行しなければなりません。

6 おわりに

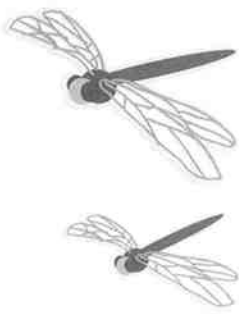
以上、M&Aの手法のうち、合併、事業譲渡、会社分割について、ごく簡単に説明しました。M&Aの各スキームは、企業の合併・買収だけでなく、自社内での組織再編の手段として、また、事業再生の手段としても用いることができます。

もつとも、括弧書きで「ただ」という言葉を多用しておりますし、あえて入れてはいないものの、「ただ」という文言を入れた方が良さそうな箇所は、以上の短い説明中にも多々あるくらい、事業の買収、企業の合

併等については、様々な個別的事情を見る必要があります。ですから、実際にM&Aを検討なさる場合には、弁護士、公認会計士等専門家に相談なさることをお勧めします。個別的事情をよく調査して検討することで、当事会社のニーズの多くを満たす形で、事業の取得や譲渡ができることはいうまでもありません。

実際に検討される際には、ぜひ、当事務所までご相談下さい。

(やの さとみ)



あつかましい訴訟追行が横行している

戸根 住夫



ちろん大賛成である。

「民事訴訟における信義誠実の原則」は、近ごろ訴訟法学者が好んで取り上げる論題で、有益で優れた論稿も少なくない。その背景には、猿知恵を働かせたあつかましい訴訟追行をする輩がいるという事情がある

民事訴訟法第二条には、「当事者

は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。」と、旧法にはなかった文言が掲げられている。

私は、制定前に意見照会を受け、こんなことを条文に書いてもさして実務が改善されないだろうし、これまで信義則違反の訴訟追行が横行していたことを告白するような印象で、あまりかつこよくないという回答をしたのだが、規定の趣旨自体にはも

被告にわざと過大の別口支払請求を

して過払金返還請求権を取得させる

とか、訴訟救助を受けるため無資力

者に請求債権を仮想譲渡して出訴さ

せるとか、なるほどと妙に感心させ

られる事例がいくつか掲げられてい

る。わが国でも、遠隔地居住者から

の手形金取立てに手形記載の支払地

も遠方だと、普通は遠くの裁判所に

訴えを提起せねばならないから、近

隣の縁故者に期限後でもよいから裏

書をさせ、彼との関係では訴えの取

下げや馴合訴訟を見込んで共同被告

に取り込み、近くの裁判所に訴す

る（民法四條、七條）連中や、理

由のない裁判官忌避を繰り返して手

続の遷延を図る輩（同法二六條）は、

かなりいる。関係法規と信義則を講

述するのにこの類の具体例を援用す

ると、受講者もニヤニヤおもしろが

るから、なかなか有効である。私は、

ほかにも同系列の手口をかなり知っ

ているが、変な誤解を招いては困る

から書き並べることは控える。上述

のような奇警なやり方でないわば

オーソドックスな手口もたくさんあ

る。事件の本筋に関連しまたは関連

せぬ雑多な事情の主張を繰り返した

り、やたらとたくさん証拠を提出

したりして、審理の混乱、遷延を図

る輩や、明らかに理由のない上訴や

異議申立てを重ねて裁判の確定を遅

らせる不届者が多いことは、周知の

事柄である。

最近の民事訴訟では、いわゆる「陳

述書」が信義則との関係で問題だと

思う。関係人が証人尋問や当事者尋

問で供述する内容をあらかじめ陳述

書に記載し書証として提出する慣行

がひろまったのは、私の認識ではせ

いぜい十数年来のことで、裁判所が

人証取調べに時間がかかり過ぎるの

を嫌ったことからはじまったものだ

が、手続効率化の効果よりも弊害の

方が目立つ。以前ある弁護士会の集

会で、招聘された現職裁判官が、「裁

判所に協力的な多くの弁護士の先生方がまとまりのよい陳述書を提出して下さるので、ありがたく思っている。云々」と述べたことがある。そこで私は、「弁護士の中には、裁判所の希望、方針に悪乗りし、陳述書の形で自分の方に都合よく事実を歪曲、誇張した作文する人がかなりおり、そのつど相手方代理人の弁護士が困惑しているという事情をご存知でしょうか。」と発問したところ、並み居る弁護士の間から爆笑が沸いた。当の裁判官は、「それはよく知りませんが、そんな場合は弁護士会の内部規律で処理してはどうですか。」と苦しい返答をした次第で、ちよつと気の毒であった。弁護士会が信義則違反の訴訟追行を厳に取り締まるのは結構かもしれないが、これで懲戒処分を受けた弁護士の例もないと思うから、まずは現実離れの議論だろう。

うちの事務所も、大方の例に漏れ

ず陳述書の濫用に振り回されたことがある。短期間で婚姻が破綻した案件の離婚訴訟で妻の訴訟代理をしたのだが、提出された夫の陳述書たるや、全文なんと数十頁に及び、新婦の意向による結婚披露宴の演出がミーハー趣味だった、結納金の割に嫁入り荷物が貧弱だった、新婚旅行中、新生活中の言動がつかなく、テンヤ物を食卓に載せることが多く卵の目玉焼きもうまく作れなかった、妻の母親の言動があつかましかったなど、本筋から離れた事情をくどくど書き連ね、閨房での経過など肝心の点についてはウソが一杯で、いとも低次元の扱いにくい書面だった。それでわれわれは、夫に対する反対尋問の準備にあれこれとずいぶんエネルギーを費やしたのだが、尋問施行の直前にまたぞろ詳しい第二の陳述書が提出され、面食らった。それでも、当事者双方の尋問に力を注いで反撃にかなり成功したつもり

でいたところ、なんと次の期日に、夫の法廷での供述を大きく補正した第三の陳述書を提出してきた。なりゆきで当方は、「反対尋問回避の信義則違反だ。」と抗議したのだが、のれんに腕押しで、相手方代理人と裁判所からはなんの反応もなかった。別の事件だが、当事者本人の長文の陳述書が書証でなく準備書面の一部をなす末尾添付の書面という形で提出されたことがある。もつとも、その記載内容は証拠の裏付けがなかったから、空鉄砲になると思い放置しておいたところ、先方の訴訟代理人は、当事者尋問の過程でちよんと、「この陳述書は、全文あなたが本当のことを書いたものに相違ありませんね。」と包括的な誘導尋問をしてきた。さすがにその際は、裁判所も私の異議を容れて発問を撤回させたが、こちらが黙っていたら陳述書の記載が事実認定の用に供され

ていたかもしれない。いずれにせよ、「陳述書」の弊害には然るべき対策が望ましい。当事者、弁護士の良識、自制にまつというのではだめなことは、分りきっているし、訴訟法学者も、いい知恵を提供してくれていない。然るべき立法で、陳述書の提出にもつと制限を加えるか、提出してもあまり得にならない手続構造にするしかないのだろうか。残念なことに、私にはさしあたり具体的良策の知恵がない。

(とね すみお)

